

新型コロナウイルス感染拡大に伴う**新たな**支援事業**NEW** 神河町

神河町の支援

**Go to かみかわ
(元気回復商品券)**

地域振興課 ☎34-0971

■ 対象者

神河町内に住民票のある世帯

■ 支援内容

1世帯1万円の商品券

■ 支給方法

対象の世帯へ郵送

■ 取扱い店舗

町内の中小企業に該当する店舗
※商品券に取扱店一覧表を同封します。

■ 使用期限

令和2年11月30日

神河町の支援

**子育て世帯地域商品券
給付対象者拡大**

地域振興課 ☎34-0971

■ 新たな給付対象

- 妊婦** (令和2年7月31日までに母子手帳の交付を受けた方)
- 新生児** (令和2年5月16日生まれから令和2年6月30日生まれの方)
- 大学生等** (平成7年4月2日から平成14年4月1日生まれの方で大学生、専修学校、予備校生の方)

■ 給付内容

- 1人当たり2万円の商品券**
※妊婦、新生児は申請の必要はありません。
大学生等は申請が必要

■ 使用期限

令和2年11月30日

神河町の支援

**Welcome to かみかわ
(観光商品券)**

地域振興課 ☎34-0971

■ 対象者

本事業に登録した神河町内の宿泊施設を利用し、宿泊にかかる料金を1万円以上支払われた宿泊者(個人または団体の代表者)

■ 支援内容

3千円の商品券 (5,000冊限定)

■ 取扱い店舗

町内の観光施設・宿泊施設・特産品販売店、お食事処及び神河町観光協会会員
※現在、取扱店舗を募集しています

■ 使用期限

令和3年**2月28日**

国の支援

**ひとり親世帯
臨時特別給付金**

住民生活課 ☎34-0962

■ 基本給付対象者

- ① 令和2年6月分の児童扶養手当が支給される方(申請不要)
- ② 公的年金等を受給しており、令和2年6月分の児童扶養手当の支給が全額停止される方(申請必要)
- ③ 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方(申請必要)

■ 基本給付額

1世帯**5万円**、第2子以降1人につき**3万円**

■ 追加給付

基本給付金対象の①または②に該当する方のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が減少した方

■ 追加給付額

1世帯**5万円**

※②・③については、別途お知らせします

神河町の支援

**「新しい生活様式」への
感染予防対策補助金**

ひと・まち・みらい課 ☎34-0002

■ 対象

町内に事業所を有する中小法人・個人事業主

■ 対象経費

衛生管理用品、飛沫防止対策、換気設備など

■ 支援内容

感染拡大を予防するための取り組みに支出した経費を補助(令和2年2月1日から10月31日までに支払いを済ませた経費が対象)

■ 補助額

上限:中小法人 **20万円**、個人事業主 **10万円**
そのうち、消耗品費は5万円まで

※ただし、上限を超えるものは、別途兵庫県の補助となります

■ 申請期限

令和2年11月30日

新たな新型コロナウイルス感染拡大防止支援策一覧

詳細はおもてに記載

生活支援	給付	全世帯	Go to かみかわ (元気回復商品券)	神河町内の事業所で利用できる商品券を全世帯に 1万円の商品券 を配付	役場 地域振興課 34-0971
		町内宿泊施設利用者	Welcome to かみかわ (観光商品券)	町内の宿泊施設を利用した人(個人・団体)に宿泊費用1万円以上で 3千円の商品券	
		子育て世帯	子育て世帯地域商品券 給付対象者拡大	前回の子育て世帯地域商品券の受給者を拡大し、妊婦や大学・専門学校等に通う学生等をもつ世帯に 2万円の商品券 を給付	
		子育てと仕事をひとりで担うひとり親世帯	ひとり親世帯 臨時特別給付金	児童扶養手当を受給する世帯等へ、 1世帯5万円 を支給(第2子以降には3万円を加算)	
事業所支援	助成	町内事業所	「新しい生活様式」への感染予防対策補助金	事業所の新型コロナ感染予防対策経費の補助金 限度額 法人 20万円 個人事業主 10万円	役場 ひと・まち・みらい課 34-0002

これまでの新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う支援策一覧。今も受付中!

生活支援	給付・減免	全町民	特別定額給付金	住民1人 10万円 一律給付 ※5月18日から各世帯へ申請書を郵送	役場 健康福祉課 32-2421
		子育て世帯	子育て世帯への臨時特別給付金	令和2年4月分(一部3月分を含む)児童手当受給の対象となる子ども1人あたり 1万円	役場 住民生活課 34-0962
		子育て世帯	子育て世帯地域商品券	子供1人(18歳以下・高校生迄) 2万円 の商品券を対象世帯に郵送で送付	役場 地域振興課 34-0971
		国民健康保険・後期高齢者保険加入者	傷病手当の支給	新型コロナウイルス感染等で療養のために4日以上会社を休み、無給となった被保険者へ 傷病手当 を支給	役場 住民生活課 34-0962
		休業者・離職者	住居確保給付金	休業等による収入減で、住居を失うおそれがある人に、 家賃相当額 を給付(支給期間:原則3か月)	ひと暮らしと仕事のよそい 支援センター 079-224-2188
	猶予	国民健康保険・年金等加入者	国民健康保険税等の減免	国民健康保険税・国民年金保険料・介護保険料・後期高齢者保険料の 減免	役場 税務課 34-0961 役場 住民生活課 34-0962
		納税者	納税の猶予制度	前年同期に比べて収入減(20%以上)となった方を対象に 納税の猶予 (R3.1.31までの納期限のもの)	役場 税務課 34-0961
		公共料金支払者	各種公共料金の支払猶予	(町)上下水道料金の 猶予 (民間)電気、ガス、電話料金、NHK受信料等の 猶予	役場 上下水道課 34-0966 民間 各事業者
	貸付	公共施設使用者	町営施設料金の支払猶予	町営住宅家賃・し尿汲み取り手数料・ケーブルテレビ利用料の 猶予	役場 住民生活課 34-0962 ケーブルテレビ 32-2752
		主に休業で家計が維持できない方	緊急小口資金	貸付上限 10万円(個人事業主等20万円) 据置期間:1年以内、償還期間:2年以内	神河町社会福祉協議会 32-2303
	主に失業で家計が維持できない方	総合支援資金	貸付上限 単身世帯 15万円 、複数世帯 20万円 据置期間:1年以内、償還期間:10年以内	神河町社会福祉協議会 32-2303	

事業所支援	給付	売上が50%以上減少の事業者	持続化給付金	中堅・中小・小規模事業者 最大 200万円 フリーランス含む個人事業主 最大 100万円	相談ダイヤル 0120-115-570
		売上が20%以上減少の事業者	元気回復支援金	売上が20%以上減少した 法人 30万円 個人事業者 15万円	役場 地域振興課 34-0971
	助成	休業要請に応じた事業者	休業要請経営継続支援	休業を要請した施設 中小企業 最大 100万円 個人事業主 最大 50万円	相談ダイヤル 078-361-2281
		雇用が維持できない事業者	雇用調整助成金	休業手当100%で雇用維持の中小企業は 都道府県の休業要請を受けた場合 最大10割助成	ハローワーク姫路 079-222-8609
		休校による有給休暇を与えた事業者	小学校休業等 対応助成金	休校で従業員が有給休暇を取得した場合 日額8,330円(上限) を助成	学校等休業助成金・支援金等 相談コールセンター 0120-60-3999
		休校で仕事が就業できなかったフリーランス	小学校休業等 対応支援金	休校で契約した仕事に就業できなかった場合 日額4,100円(定額) を助成	
	猶予等	売上減で社会保険料等が払えない事業者	納税等の納付猶予	売上が概ね20%以上減少の場合、無担保かつ延滞税なしで猶予	大阪国税局 0120-527-363
		売上減で固定資産税が払えない事業者	固定資産税の減免	売上が一定程度減少の場合、 来年度 は2分の1またはゼロに減免	固定資産税等の軽減相談窓口 0570-077-322
	貸付	金融機関からの融資	セーフティネット保証 危機関連保証	【セ5号】5%以上売上減 【セ4号】20%以上売上減 【危機】15%以上売上減(実質:無利子・無担保)	役場 地域振興課 34-0971 各金融機関
		日本政策金融公庫の融資	コロナ特別貸付等	前年度比 5%以上売上減 の事業所 実質の無利子化 利子補給など	日本政策金融公庫 0120-154-505